



## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

この規程は、株式会社JALメンテナンスサービスにおける、個人情報の適正な管理とその漏洩の防止に努めることを目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

1. 本規程は、当社の保有する個人情報に接する全ての者(役員、社員、派遣社員、登録社員、退職者等を含む、以下「社員等」という)に適用する。
2. 本規程においてグループ会社とは、日本航空株式会社の連結決算対象会社および別途指定した会社をいう。

### 第3条 (定義)

1. 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付与された番号等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
2. 保有個人データとは、会社が取得した個人情報のうち、6ヶ月以上保有、または保有を予定し、コンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に整理した情報の集合物(個人情報データベース等)を構成する個人情報であつて、会社が開示・訂正・利用停止等の権限を有するものをいう。
3. 本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### 第4条 (対象とする個人情報)

前3条の個人情報の定義に基づき、本規程において対象とする個人情報は、顧客情報、取引先・関係先情報、採用情報、社員情報等会社が保有する全ての個人情報とする。

## 第2章 個人情報の管理体制

### 第5条 (個人情報管理の運営体制)

個人情報管理の運営は、「個人情報管理者」「運営統括部門」「個人情報統括管理者」により行うものとする。

### 第6条 (個人情報管理者)

1. 個人情報管理者は、業務部の社員および当該情報を主管する部門の担当役員または部門長(情報セキュリティ規程における情報オーナーまたは情報オーナーに指示され

た業務オーナー)とし、その情報に関わる取り扱いに関し責任を負う。

2. 個人情報管理者は主管する個人情報の適正な取扱いならびに管理のためのプログラムを定め、個人情報取扱いの実務を行う部門(情報セキュリティ規程におけるユーザー部門、以下ユーザー部門)に対し、必要項目を業務手順書(SOP)等に反映する等により的確な取扱いを指示し、その実態を把握し管理運営体制の強化を図ると共に関係部門の社員に対する指導・教育を実施する。

#### 第7条 (運営統括部門)

1. 運営統括部門は業務部とし、個人情報管理に関わる運営統括を実施する。
2. 運営統括部門は個人情報管理者と連携し、全社的な個人情報保護の体制を構築、維持するとともに、個人情報管理に関し全社的な検討・調整が必要な場合は、事務局となり、社内関係会議体を開催し総合調整等の統括的な運営・推進を行う。

#### 第8条 (個人情報統括管理者)

個人情報統括管理者は、原則として個人情報管理の運営統括部門の担当役員とし、全社の個人情報保護に関わる統括的な運営・推進に責任を負い、運営統括部門を指揮する。

### 第3章 個人情報の取り扱い

#### 第9条 (利用目的の特定)

個人情報を取り扱うに当たり個人情報管理者は、主管する個人情報の利用の目的(以下、「利用目的」という)をできる限り具体的に特定する。

#### 第10条 (利用目的による制限)

1. あらかじめ本人の同意を得ないで、第9条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
2. 合併その他の事由により事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、個人情報統括管理者は当該情報を主管する個人情報管理者を定め、承継前の利用目的に従い当該個人情報を取り扱う。
3. 前二項にかかわらず、主管する個人情報管理者は次に掲げる場合については個人情報を利用目的以外の目的に利用することができる。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。



- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第11条 (個人情報の取得)

1. 個人情報は、主管する個人情報管理者の指示に基づき適法かつ公正な手段で取得する。
2. 次に掲げる個人情報の収集は行わない。ただし、会社の業務遂行に際し当該情報の取得が不可欠であり、かつ本人の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合、または司法手続き上必要不可欠である場合はこの限りではない。
  - (1) 思想、信条、宗教に関する事項
  - (2) 国籍、人種、門地、その他社会的差別につながる恐れのある事項
  - (3) 保健医療、健康に関する事項

### 第12条 (取得に際しての利用目的の通知等)

1. 個人情報を取得したユーザー部門は、あらかじめその利用目的が個人情報管理者によりWebsiteなどに公表されている場合を除き、速やかに主管する個人情報管理者の指示に基づきその利用目的を本人に通知し、又は公表する。
2. 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合(Website上から個人情報を取得する場合等も含む)に、主管する個人情報管理者は、あらかじめ当該書面に利用目的を記載する等により本人に対し、その利用目的を明示する。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 主管する個人情報管理者は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知し、又は公表する。
4. 前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第13条 (個人情報の適正管理)

1. 個人情報管理者は、個人情報を利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努める。

2. 個人情報管理者は、個人情報を利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることを原則とし、当該期間経過後、または利用目的を達成した後は、遅滞なく消去、廃棄する。
3. 個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等個人情報に関する危険に対して、個人情報管理者は組織的、人的、物理的および技術的な面から合理的な安全対策を講ずる。なお、具体的な対策については、別途定める「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ対策基準」に従うものとする。
4. 社員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

#### 第14条（社員等の監督）

ユーザー部門の部門長は、社員等に個人情報を取り扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう管下の社員等に対し必要かつ適切な監督を行う。

#### 第15条（教育）

ユーザー部門の部門長、もしくは派遣元責任者、および、職業紹介責任者は個人情報保護の重要性を認識させるために、管下の社員等に個人情報保護に関する教育・指導を年1回実施する。

また個人情報管理者は主管する個人情報の取扱に関して関連する部門に対し必要な教育プログラムを提供し受講の確認をする。

また、少なくとも派遣元責任者は3年に1回、職業紹介責任者は5年に1回、各責任者講習を受講し、個人情報の保護に知識・情報を得るように努める。

#### 第16条（委託先管理）

個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、個人情報管理者は十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定し、契約によって個人情報の安全管理に関する事項等を規定し、定期的に委託業務の実態を検証し、その保護水準を担保するものとする。

#### 第17条（第三者提供の制限）

1. 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。



2. 個人情報管理者は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず当該個人情報を第三者に提供することができる。
  - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (2) 第三者に提供される個人情報の内容
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。
3. 前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報管理者はあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
4. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
  - (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、当該個人情報が共同利用されること並びに、次に掲げる情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
    - (イ) 共同して利用される個人情報の項目
    - (ロ) 共同して利用する者の範囲
    - (ハ) 利用する者の利用目的
    - (ニ) 当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

## 第4章 保有個人データに関する公表、開示等

### 第18条 (保有個人データに関する事項の公表等)

1. 個人情報管理者は主管する保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。
  - (1) 保有個人データの利用目的（次に掲げる場合を除く。）
    - (イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - (ロ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - (ハ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表





することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (2) 第22条に定める開示等（保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止）の求めを受け付ける手続き
  - (3) 第23条に定める保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額
  - (4) 第24条に定める保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先
2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、主管する個人情報管理者は本人に対し、遅滞なく、これを通知する。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
  - (2) 次の各号に該当する場合
    - (イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - (ロ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - (ハ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、主管する個人情報管理者は本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに個人情報統括管理者にその旨報告する。

### 第19条（保有個人データの開示）

1. 本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があったときは、主管する個人情報管理者は、当該請求に関わる個人情報について原則書面の交付により遅滞なく開示する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、主管する個人情報管理者は個人情報統括管理者と調整のうえ当該請求に関わる個人情報の全部または一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 法令に違反することとなる場合
3. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、主管する個人情報管理者は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知し、個人情報統括管理者にその旨報告する。

## 第20条（保有個人データの訂正等）

1. 本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって自己に関する個人情報の訂正等（訂正、追加、または削除をいう）の申し出があったときは、主管する個人情報管理者は遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。
2. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、主管する個人情報管理者は本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を通知し、個人情報統括管理者にその旨報告する。

## 第21条（利用停止等）

1. 主管する個人情報管理者は、本人から当該本人が識別される保有個人データが利用目的を逸脱して取り扱われているという理由又は不正な手段で取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の利用停止等（利用の停止または消去をいう。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、個人情報統括管理者に事実関係を報告するとともに、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行う。
2. 主管する個人情報管理者は、本人から当該本人が識別される保有個人データが本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、個人情報統括管理者に事実関係を報告するとともに、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止する。
3. 主管する個人情報管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

## 第22条（開示等の求めに応じる手続）

第18条第2項に定める保有個人データの利用目的の通知、第19条第1項に定める保有個人データの開示もしくは第20条第1項に定める保有個人データの内容の訂正、追加または削除、第21条第1項に定める保有個人データの利用の停止または消去、もしくは第2項の規定による保有個人データの第三者への提供の停止の求め（以下この条において「開示等の求め」という）は法令に従い、本人または代理人より受け付けるものとし、個人情報管理者は主管する個人情報についてあらかじめ次の各号に掲げる事項を定める。

1. 開示等の求めの申出先
2. 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他必要書類
3. 開示等の求めをする者の本人確認の方法

## 4. 手数料の徴収方法

## 第23条（手数料）

第18条第2項の規定による利用目的の通知又は第19条第1項の規定による開示の際には、手数料300円を徴収する。

## 第24条（苦情の処理）

個人情報管理者は苦情処理窓口を設置し、苦情処理の手順を定める等、必要な体制整備を行い個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行う。

## 第5章 その他

## 第25条（業務の見直し）

1. 個人情報統括管理者は法令および社内規程等に基づき、個人情報が適正に取り扱われ管理されているか定期的に点検を行い、業務改善への継続的な取り組みを実施する。
2. 内部監査や第三者による外部組織による監査などにより、規程類の順守状況の実態を適宜確認し、是正改善事項が発見された場合は、改善措置を講じる。

## 第26条（事故への対応）

1. 個人情報の漏洩等が発生した場合に備え、個人情報管理者は緊急時の対応計画を策定し、社内関係者に周知する。
2. 個人情報の取り扱いにおいて事故が発生した場合、ユーザー部門は前項により定められた対応計画に従い、主管する個人情報管理者に直ちに通報、通報を受けた個人情報管理者は個人情報統括管理者へ報告するとともに、二次被害の防止または類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表し、必要な社外関係先へ報告する。
3. 個人情報管理者は被害の拡大を最小限に留め、再発防止への対応策を講じる。

## 第27条（罰則）

本規程に定める遵守事項に違反した場合は、就業規則に基づき処分する場合がある。

## 第28条（規程の主管・改廃）

本規程の主管部は業務部とし、その改廃は担当役員決裁とする。ただし軽易な事項の改廃は、業務部長が決定する。





### 付則

1. 本規程は、平成17年4月1日から適用する。  
尚、本規定の適用に伴い、平成13年12月1日制定、平成16年7月1日改定の個人情報適正管理規程は廃止する。
2. 株式会社日本航空の個人情報保護規程の改定に伴い、必要事項を改定して、平成20年4月1日より適用する。
3. この新フォーマットへの変更は、平成21年9月1日から実施する。
4. 本規程は、平成25年9月1日から実施する。
5. 本規程は、有料職業紹介事業に係る内容を改定し、平成26年8月1日から実施する。
6. 本規程は、日本航空株式会社「個人情報保護規程」の改訂に係る変更を反映し、平成27年09月02日から実施する。
7. 本規程は第4章の改編により「4-04 個人情報保護」は「4-02個人情報保護規程」に変更し平成28年04月01日から適用する。
7. 本規程は組織変更を反映し、平成28年5月1日から実施する。